

別紙第8

生活再建段階の計画

要旨	武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいです。このため、この段階については、大綱を計画します。 復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。
----	---

関連する計画等

県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

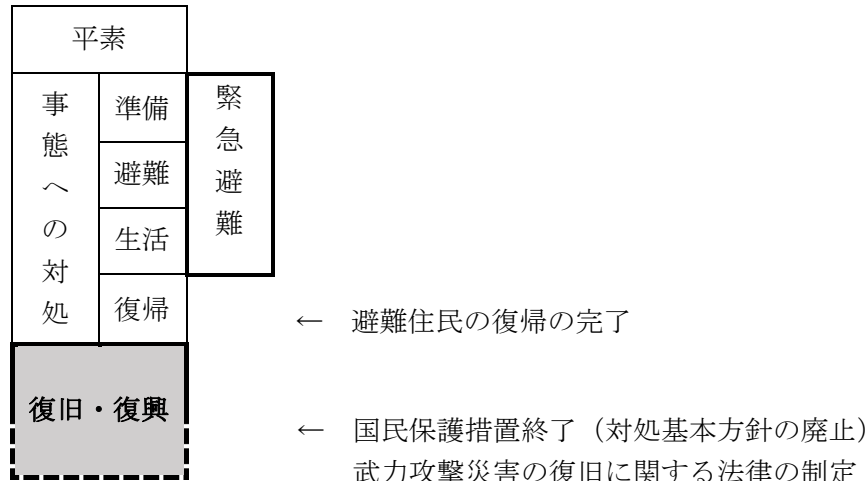
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 段階区分

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

イ 実施要領

復旧については、当時の状況によるところが大きいので、大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき、確かつ迅速に対応します。

特殊標章の回収	知事は、対処基本方針の廃止に伴う国民保護措置の終了に伴い、交付していた特殊標章について回収します。
損害補償	不服申立て、争訟等の処理の総括を行います。
市町村措置の代行の終了	市町村措置代行終了の公示を行います。
農林水産業の復旧等	- 農林水産施設等の復旧 武力攻撃災害により被害を受けた農林地、農業用施設、農林道、水産施設等について、農林漁業者が速やかに生産活動に移行できるよう復旧します。 - 種苗、生産資材等の調達・あっせん 武力攻撃災害によって再作付が必要な場合には、次により応急対策を講じます。 ・「災害対策用雑穀種子配布要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給します。 ・種子もみを、申請により供給します。 ・「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子を申請により供給します。 ・家畜飼料のあっせんを行うとともに申請により飼料作物種子を供給します。 ・生産に必要な資機材について、申請により供給します。 - 家畜の防疫 <u>被害を受けた地域被災地</u>の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に県獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織を編成して次により対処します。 ・知事（農林水産部）は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じます。

農林水産業 の復旧等	・また、家畜伝染病予防の必要があると認められるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じます。 ・知事（農林水産部）又は市町村長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めます。 ・復旧地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能又は不適当と認められる場合には、地域外からの診療班の応援を求めるものとし、地域の家畜保健衛生所及び県畜産課において計画実施に当たります。
住宅の復旧	市町村、関係機関・団体と連携し応急仮設住宅の建設に必要な資材及び応急修理に必要な資材を調達します。
公共土木施設 の復旧	公共土木施設（河川、道路、港湾等）が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧は、施設管理者において実施します。
学校施設 の復旧	県立学校施設が甚大な被害を受けた場合には、当該施設の復旧までの代替施設を確保します。また、市町村立学校施設とあわせて早急な復旧に努めます。 教育委員会は、復旧段階において、必要な業務を以下のとおり実施します。 ① 学校運営の応急措置（応急授業その他）の実施状況等について確認し、必要な対応を実施します。 ② 児童生徒の学用品の被災状況の取りまとめを行い、必要な対応を実施します。 ③ 児童生徒に関するカウンセラーの配置の必要性等について確認し、必要な対応を実施します。 ④ 県外の被災児童生徒及び被災教職員の受入希望等の情報を確認し、必要な対応を実施します。
その他の公共 施設の復旧	公共施設の災害復旧事業は、施設管理者において実施します。
廃棄物処理	災害等により排出される大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。 知事及び市町村長は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、それに基づき迅速に処理します。

(3) 復興段階

ア 活動方針

県は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めます。

この際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

項 目	基 本 的 考 え 方
生活復興	1 生活復興の目標 (1) 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。 (2) 産業復興 事業の再開、創業を支援し、県民の雇用を確保します。 2 生活復興の推進 (1) 教育復興 各校等の復興を最優先で支援します。 (2) 産業復興 生活基盤の基礎となる事業の再開、創業並びに雇用の確保を関係機関との緊密な連携の上、いち早く行います。
県土復興	1 市街地復興 (1) 市街地復興の目標 被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。 (2) 市街地復興の推進 被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。 2 中山間地復興 (1) 中山間地復興の目標 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を図ります。 (2) 中山間地復興の推進 被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。

イ 実施要領

復興については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援を行います。
中山間地域等の復興	中山間地域復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 中山間地域等は、平野の外側の周辺部から山間地までの、県土の骨格部分であり、農業・農村の中で重要な地位を占めており、食料確保の点からも、早急に復興します。

商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施します。 ・ 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。 ・ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。 ・ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。 ・ 鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援します。 ・ 金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等による離職者に対する就職支援は、県立ハローワークのほか、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。
農林水産業の復興	県は被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導あっせんを行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ります。
教育の復興	教育委員会は、公立の学校において必要とする教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。 児童生徒のPTSDに留意します。
文化財の保護	文化財の保護に関し、必要な措置を行います。

(4) 復旧、復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、知事を本部長とする復旧、復興対策本部を設置します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
<u>令和の改新戦略</u> <u>元気づくり総本</u> <u>部</u>	1 復旧、復興情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴 <u>2 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>3 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>4 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>5 鳥取情報ハイウェイに関する事</u>
<u>輝く鳥取創造本</u> <u>部</u>	<u>1 外国人の安否情報に関する事</u> <u>2 観光の復興</u> <u>3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</u> <u>4 公共輸送機関の復旧支援</u>
<u>男女協働未来創</u> <u>造本部</u>	<u>1 男女共同参画の視点を活かした受入の助言</u> <u>2 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
危機管理 <u>部局</u>	1 復旧の総括 <u>2 臨時収容施設の運営</u> <u>3 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u>
総務部	1 職員の派遣等 2 復旧に係る組織体制の整備 3 人権の擁護の確保 <u>3 私立学校の復興</u> 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 鳥取情報ハイウェイに関する事 <u>4 国民保護措置の実施に要する物品の購入契約に関する事</u>
地域 <u>社会</u> 振興部	1 公共輸送機関の復旧支援 <u>1-2 市町村の行財政運営復興の支援</u> 3 私立学校の復興 <u>2-4 安否情報に関する事</u> <u>3 文化財の保護・修復等</u> <u>4 相談窓口の運営等の広聴</u> <u>5 人権の擁護の確保</u>

観光交流局	1 外国人の安否情報に関すること 2 観光の復興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整
福祉保健部	1 医療、助産施設の復旧支援 2 福祉施設の復旧支援 3 臨時収容施設の運営 <u>3-4</u> 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 4-5 義援金の収配等 5-6 医療、医薬品に関すること 6-7 保健衛生に関すること 7-8 医療機関等の被害調査、対策 8-9 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9-10 他部局に属しない生活支援及び保護

機 関 名	事務又は業務
生活環境部	1 応急仮設住宅の供給 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4 応急給水 5 上下水道施設の復旧、復興 6 廃棄物の処理に係る調整 7 生活関連物資の需給 8 公営住宅の調査、復旧 9 被災者住宅の再建 10 県営住宅の保全 11 住宅融資などの相談窓口の開設 12 臨時収容施設等における建築基準法の緩和
商工労働部	1 商工業施設等の復旧支援 2 物資運送力（トラックその他）の確保 3 商工業関係の被害調査・把握 4 国等の商工業復旧支援措置の把握 5 商工業団体との連絡調整 6 復興のための商工業金融対策等の実施 7 労働関係機関との連絡調整 8 復帰住民、被災者の就職支援 9 救援物資の集配の総合調整

農林水産部	1 農林水産施設等の復旧支援 2 家畜伝染病の予防及び防疫 3 種苗、家畜飼料、生産資機材の調達・あっせん 4 応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の調達・あっせん 5 農林水産業の復興 6 農林水産物の安定的供給
県土整備部	1 公共土木施設等の復旧 2 市街地の復旧、復興 3 土木資機材、水防資機材等の提供 4 公共施設用地等の供与（空港、港湾、漁港施設用地等） 5 宅地等の危険度調査
会計管理 部 者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約 に関する事
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 1-2 県営発電施設・県営工業用水施設の復旧 2-3 電気・工業用水の安定供給

機 関 名	事務又は業務
病院局	1 県立病院の復旧、運営
教育委員会	1 教職員の確保 2 文教施設の復旧 3 応急教育 4 児童・生徒のPTSDに関する事 5 学用品の給与 6 学校給食の再開 7 公立の学校において安定した教育活動（学校運営）を行うための支援 8 文化財の保護、修復等
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 重要施設の警備 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持 3 交通の規制

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 武力攻撃災害の復旧、復興

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第 3 章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定（自衛隊法第83条）は、武力攻撃災害には適用されません。
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。